

# 愛知県宿泊事業者感染拡大防止 対策事業費補助金のご案内

宿泊事業者の皆様が「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」に適合する設備等の導入やワーケーション整備等に活用できる補助金です。

## 補助対象者

### 愛知県内の宿泊施設

※旅館業法第3条第1項の規定により愛知県知事等の許可を受けた施設及び愛知県の新型コロナウイルス感染防止対策を実施する「安全・安心宣言施設」に登録し、PRステッカー及びポスターを掲示している者とする。

## 対象外施設

### ①国、県及び市町村が所有、管理又は運営する施設

### ②店舗型性風俗特殊営業を行う施設(ラブホテル等)

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項の規定に該当する施設

## 対象外事業者

### ①暴力団と密接な関係を有する者

※愛知県暴力団排除条例(平成22年10月15日愛知県条例第34号)の規定に該当する者

### ②県税の滞納がある者

## 申請書受付期間

令和3年8月2日(月)から令和3年10月29日(金)午後5時まで

## 補助対象期間

令和2年5月14日(木)以降に着手し、かつ、令和3年11月30日(火)までに完了する事業

## 補助対象事業

### ①感染症拡大防止対策等に要する経費

例：キーレスエントリーシステムの導入費、パーティションの設備導入費、センサー付水道蛇口設備の導入費、感染拡大防止対策に係る設備及び機器のリース費など

### ②新たな需要に対応するための取組に要する経費

例：ワーケーションスペース設置改修費（食事スペースの改修やテーブル・什器の購入など）、無線LANの設備導入及び整備費、非接触チェックインシステムの導入費など

## 補助率

補助対象経費の4分の3以内

## 補助額

一施設当たり上限額500万円 ※1

消耗品購入の場合は、購入額30万円以上に対して補助金を交付する。 ※2

※1；令和2年度の愛知県の支援事業において「愛知県宿泊事業者感染防止対策事業費補助金」の交付を受け、補助対象事業費に補助率を乗じた額が補助上限額の200万円を超えていた場合は、上限額500万円との差額について今回の補助対象とする。

※2；消耗品の購入額が30万円未満の場合は、補助対象外とする。

## 申請書類等

事業の詳細や申請書類等は、下記の補助金事務局HPにてご確認ください。

<https://reg31.smp.ne.jp/regist/switch/00051c0004B4kHdm51/overviewPage>

## お問合せ先

愛知県宿泊事業者感染拡大防止対策事業 補助金事務局

電話(平日9時から17時)： 8月10日まで：052-485-4930

8月11日以降：052-526-8580

メール： shukuhaku\_aichi@nta.co.jp